

## [環境報告書部門] [環境活動レポート部門]

## \* 募集要項 \*

## 1. 表彰部門・賞の種類

[環境報告書部門] ※ 環境報告書部門の選考にあたっては、業種、規模等の違いを勘案します。

## 【大賞】(環境大臣賞)

## ○環境報告大賞

・第18回環境コミュニケーション大賞環境報告書部門への応募作品で、最もすぐれた環境報告書

## ○持続可能性報告大賞

・環境報告書としてすぐれていることに加えて、持続可能性の視点から社会側面に関する記述に最もすぐれた報告書  
(※ここでいう持続可能性報告とは、環境側面はもちろん社会側面にまで報告範囲を拡大し、持続可能性や社会的責任を意識したものをさします。)

## ○地球温暖化対策報告大賞

・温室効果ガスの削減、その他気候変動対策について、斬新かつ具体的な数値目標を示して取り組みを進める企業により作成され、その取り組みを社会に広く伝える工夫を行っている最もすぐれた報告書

## 【優秀賞】

## ○環境報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・環境に関するすぐれた報告書で、大賞に準ずる報告書

## ○持続可能性報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・持続可能性に関するすぐれた報告書で、大賞に準ずる報告書

## ○地球温暖化対策報告優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・温暖化対策に関するすぐれた報告書で、大賞に準ずる報告書

## ○生物多様性特別優秀賞(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・生物多様性に関し、特にすぐれた報告書

## ○信頼性報告特別優秀賞(サステナビリティ情報審査協会会長賞)

・環境に関する取り組みについての情報発信の信頼性・透明性向上に特段の努力が見られる報告書

## ○審査委員会特別優秀賞(第18回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞)

・G4ガイドラインや統合報告フレームワーク等、新しい国際的な枠組みに対し積極的に取り組んでいる報告書や、統合思考や長期ビジョンを打ち出している報告書、バリューチェーン・マネジメントやダイバシティ・ポリシー及び情報の質の担保において特に優れた報告書

## 【環境配慮促進法特定事業者賞】(第18回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞)

・環境配慮促進法の特定事業者の作成したすぐれた環境報告書

## 【優良賞】

- ・上記の大賞・優秀賞には選ばれなかったものの、ワーキンググループ委員会による一次選考において水準を設け、審査委員会の確認の上、一定水準以上の優れた報告書で、同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となる優良な報告書を55～60点程度表彰します。
- ・優良賞においては事業規模を特に勘案するため、報告年度の連結決算売上高等を踏まえ4つのグループに分けて選考します。また、各グループにおいては、以下の必要条件を満たすことを要件とします。

| グループ                          | 必要条件   |
|-------------------------------|--|
| 1. 売上高が5,000億円以上              | ・ 報告書に、「低炭素社会」、「循環型社会」及び「生物多様性」と本業の関係性に関する何らかの記述があること。 |
| 2. 売上高が1,000億円以上<br>5,000億円未満 | ・ 報告書に、「低炭素社会」と本業の関係性に関する何らかの記述があること。                  |
| 3. 売上高が1,000億円未満              | ・ 報告書に、「低炭素社会」と本業の関係性に関する何らかの記述があること。                  |
| 4. 自治体、公私立大学、非営利法人及びサイトレポート   | ・ 必要条件は特に設けない。   |

## [環境活動レポート部門]

## 【大賞】(環境大臣賞)

・第18回環境コミュニケーション大賞環境活動レポート部門への応募作品で、最もすぐれた環境活動レポート

## 【優秀賞】(地球・人間環境フォーラム理事長賞)

・大賞に次いですぐれた環境活動レポート

## 【優良賞】

- ・上記の大賞・優秀賞には選ばれなかったものの、ワーキンググループ委員会による一次選考において水準を設け、審査委員会の確認の上、一定水準以上の優れた環境活動レポートで、同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となる優良な環境活動レポートを10～15点程度表彰します。

## 2. 募集対象

### [環境報告書部門]

平成25年11月から平成26年10月までに発行された「環境報告書(環境・社会報告書、持続可能性報告書、CSR報告書なども含む)」を対象とします。工場、事業場、支店等のサイト単位で発行した「サイトレポート」も応募できます。

### [環境活動レポート部門]

エコアクション21認証・登録制度により認証・登録をした事業者が、平成25年11月から平成26年10月までに発行した環境活動レポートのうち、レポート対象期間が1年以上あるものを対象とします。

なお、電子媒体による報告書やレポートも応募できますが、選考・審査体制の都合上、表示画面を印刷したものを提出いただきます(この場合、両面印刷100枚程度を限度とします。必要部数は「4.応募方法」に示す通りです)。審査は、印刷物として提出された報告書／レポートに基づいて実施されますが、審査過程においてWEB形式の電子情報も審査の対象とします。ただし、審査範囲は報告書／レポート本体の他、関連情報の内、データ集、概要版等に限られ、参考情報であっても商品情報等は対象としません。

## 3. 応募資格

特に制限はありません。自治体や学校等作成者は問いません。

## 4. 応募方法

「第18回環境コミュニケーション大賞応募申込書(環境報告書部門・環境活動レポート部門用)」に必要事項を記入の上、以下のものを添付し、下記の環境コミュニケーション大賞事務局へご送付ください。

### 【環境報告書部門に応募の場合】

#### ・環境報告書6部

※第1次審査から最終審査に推薦される報告書については、最終審査員用に、第1次審査終了後に追加で10部程度、送付をお願いすることになります。

#### ・環境報告書の電子媒体(一括してダウンロードした形式(PDF等)をCD-ROMまたはE-mail(リンクでの送付も可)にて送付)

#### ・応募申込書のワードデータ(E-mailにて送付)及び印刷した書類(報告書に添付し郵送)

※応募用紙の「環境経営のアピール点」欄については、「環境報告書」中の、具体的な環境経営(取り組み)について、特にアピールしたい点を記入ください。必要に応じて該当する箇所を文中に明示ください。

※応募申込書は[http://www.gef.or.jp/eco-com/18th\\_ecom.htm](http://www.gef.or.jp/eco-com/18th_ecom.htm)でダウンロードが可能です。

### 【環境活動レポート部門応募の場合】

#### ・環境活動レポート6部

#### ・応募申込書のワードデータ(E-mailにて送付)及び印刷した書類(環境活動レポートに添付し郵送)

※応募用紙の「環境経営のアピール点」欄については、「環境活動レポート」中の、具体的な環境経営(取組)について、特にアピールしたい点を記入ください。必要に応じて該当する箇所を文中に明示ください。

※応募申込書は[http://www.gef.or.jp/eco-com/18th\\_ecom.htm](http://www.gef.or.jp/eco-com/18th_ecom.htm)でダウンロードが可能です。

## 応募期限

**平成26年11月7日(金)当日消印有効**

### ■(応募・問合せ先)

第18回環境コミュニケーション大賞事務局(株式会社ダイナックス都市環境研究所内)

担当: 谷口・北本・佐久間・江沢

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5 TKK 西新橋ビル3F

TEL:03-3580-8221 FAX:03-3580-8265 E-mail:eco-com18@dynax-eco.com

※送付された環境報告書／環境活動レポートは返却しませんのでご了承ください。

## 5. 選考の方法

ワーキンググループ委員会による一次選考を経て、下記の学識経験者等からなる審査委員会において選考審査を行います。

### <環境報告書部門・環境活動レポート部門審査委員> (委員長を除く 50 音順：予定)

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| (委員長)山本 良一 | (東京大学名誉教授、東京都市大学特任教授)                |
| 大熊 一寛      | (環境省総合環境政策局環境経済課長)                   |
| 小澤 ひろこ     | (国際統合報告評議会 (IIRC) リレーションシップ・マネージャー)  |
| 上妻 義直      | (上智大学経済学部教授)                         |
| 後藤 敏彦      | (環境監査研究会代表幹事/G4マルチステークホルダー委員会アドバイザー) |
| 佐藤 泉       | (弁護士)                                |
| 寺田 良二      | (一般社団法人サステナビリティ情報審査協会副会長)            |
| 藤村 コノエ     | (認定NPO法人 環境文明21共同代表)                 |
| 森下 研       | (一般財団法人持続性推進機構専務理事)                  |
| 八木 裕之      | (横浜国立大学国際社会科学研究院教授)                  |
| 和貝 享介      | (日本公認会計士協会常務理事)                      |

### <環境報告書部門・環境活動レポート部門 優良賞>

優良賞の受賞水準の判定は、環境報告書に様々な立場から関わる専門家からなるワーキンググループ委員会で一次選考を行い、審査委員会の確認の上、一定水準以上の優れた環境報告書/環境活動レポートを表彰します。ワーキンググループ委員については、選考結果発表時に公表します。

## 6. 選考基準

### [環境報告書部門]

- 環境省の環境報告ガイドライン(2012年版)に沿って、基本的要件が明記されている報告書であること。
- 環境報告に必要と考えられる記載項目が適切に盛り込まれていること。
- 適切な指標の活用をはじめ、事業の特性に応じて内容を充実するなど、活動に関わる重要な環境側面の状況が適切に記述されていること。
- 対象組織にとって重要と考えられる項目を適切に選定し、経営層のコミットメントや適切な目標の設定・管理などにより、取組の進展を図る中で、独自の工夫がなされ、先導的な試みとしてすぐれていること。
- 持続可能性報告大賞等の選考については、環境報告書としてすぐれていることに加えて、持続可能性や社会的責任の意識、地球温暖化対策等においてすぐれていること。
- 審査委員会特別優秀賞の選考については、G4 ガイドラインや統合報告フレームワーク等、新しい国際的な報告書制作の枠組みに積極的に取組んでいることや、バリューチェーン・マネジメントや統合思考、ダイバシティ・ポリシーおよび情報の質の担保において優れた報告がなされていること。
- 環境配慮促進法特定事業者賞の選考については、同法の規定に基づいて示された記載事項等にしていることに加え、コミュニケーション促進のための独自の工夫がなされていること。
- 優良賞については、事業規模や業態を踏まえ、一定水準以上で、同業や同等の事業規模の事業者間で模範となること(55～60点程度)。

※なお、過去の採点基準等に関しては、URL <http://www.gef.or.jp/eco-com/>をご参照ください。

### [環境活動レポート部門]

- 環境省策定「エコアクション 21 ガイドライン 2009年版」等に基づく環境活動レポートであること。
- 事業の特性に応じた環境への負荷や取組みの状況が適切に把握、評価されていること。
- 現状を踏まえて積極的な取組みが打ち出されており、より高度な取組みへの発展の可能性がみられること。
- 優良賞については、同業他社や同等の事業規模の事業者間で模範となること(10～15点程度)。

## 7. 結果発表

平成 27 年 2 月に発表予定です。受賞者には別途連絡します。

※結果発表後に、受賞報告書や環境活動レポートに重大な過失による虚偽記載等が明らかとなった場合や、受賞者の重大な法令違反等が明らかとなった場合には、受賞が取り消されることがあります。

## 8. 表彰式

平成 27 年 2 月下旬に東京都内で表彰式を開催予定です。